

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

山陽小野田市は明治時代から石炭産業、窯業で栄えるとともに、明治14年に日本で初めての民間セメント製造会社が設立されるなど、古くから工業都市として発展してきた。近年では、鉄鋼・石油・化学製品などの基礎素材型産業に加え、医薬・機械・電子部品産業など多くの産業が集積し、製造品出荷額も高く県内有数の工業都市となっている。

近年、人口は緩やかに減少を続け、高齢化が進展しており、平成28年4月には山口東京理科大学が公立化し、若者の流入が期待されるものの、今後も人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

本市の中小企業の動向をみると、市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。市としても、平成27年7月に中小企業振興の基本理念である「山陽小野田市中心企業振興基本条例（平成27年山陽小野田市条例第34号）」を制定し、中小企業者の発展を支援するとともに、市内事業者の人手不足を解消するため、本市独自の就職フェア・面接会の開催などの人材マッチング事業や、創業、事業承継及び中小企業者が直面する様々な問題に対する相談会やセミナーの開催、融資制度の充実などの支援策を講じてきてはいるが、経済を循環・活性化させるためには、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の設備投資を活発化させ、地域経済の底上げ・発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定された事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の中小企業者を構成する産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業における様々な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺などの市街地、臨海エリア、山間部など広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の中小企業者を構成する産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた県内、県外、海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 市税等に滞納がないこと。